

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄							
							担当省庁	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)
九州アジア観光アイランド総合特区	地域活性化総合特別区域通訳案内士(特区ガイド)の登録を実施する指定地方公共団体の拡大	3231	総合特区法における特区ガイドの登録は、特区計画の認定を受けた指定地方公共団体が複数ある場合には、一の指定地方公共団体で行うこととされている。 しかしながら、本特区のように指定地域が広範囲にわたる場合は、申請者の利便性を考慮して、申請者が居住する都道府県での登録が可能となるよう、複数の指定地方公共団体での登録を認めていただきたい。なお、各都道府県においては、既に通訳案内士の登録事務を行っており、特区ガイド登録においても円滑な事務の遂行が見込める。	特区ガイドの登録にあたっては、登録を行うものが本人確認を行う必要があるため、申請者は登録窓口に出向かなければならない。本特区は九州という広範囲な地域であるため、一の指定地方公共団体での登録に限られると申請者の負担が大きくなる。通訳案内士法では、登録者は都道府県知事となっており、特区ガイドにおいても総合特区法第43条第8項での登録を可能とすることで、申請者の負担軽減を図る。	総合特別区域法第43条第8項	1回目	国土交通省	観光庁観光資源課	総合特別区域法第43条(通訳案内士法の特例)	D	—	—	—	総合特別区域法第四十三条(通訳案内士法の特例)に基づいて、総合特別区域計画を変更し、また申請者本人が各県の窓口を経由し、一の指定地方公共団体(福岡県)で登録ができるスキームで運用することとしているため、現行法令で対応可能。
						2回目			D	—	—	総合特別区域法第43条第8項	具体的な認定登録に関わる事務の効率化については、指定自治体内部で取り扱い要領等を見直す事に対応可能な課題と考える。	

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	指定自治体の回答		内閣府整理		
			対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理	
				<p>【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他</p>		<p>【整理フラグ欄内容】 i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii:取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの</p>	
九州アジア観光アイランド総合特区	地域活性化総合特別区域通訳案内士(特区ガイド)の登録を実施する指定地方公共団体の拡大	3231	(前半)a (後半)d	<p>特区ガイドの登録にあたり、従前は一の指定地方公共団体の窓口において申請者本人が行うものとされており、本特区のように指定地域が広範囲にわたる場合は、申請者の負担が大きいの問題点を提出させていただいたところ、平成25年11月13日付観観資第197号観光庁観光地域振興部観光資源課長発出文書により、申請者本人が特区に係る指定地方公共団体(各県窓口)を経由し、一の指定地方公共団体(福岡県)での登録を可能とする運用にさせていただき、申請者の負担が軽減されることとなった。</p> <p>特区ガイド登録の申請については、指定地方公共団体を經由することが可能になったが、申請者の住所地の違いにより以下の点において、不公平性が発生している。 福岡県以外の申請者は、 ① 指定地方公共団体の受付を経由するため、登録証が交付されるまでの期間が1~2週間ほど余計にかかること。 ② 福岡県領収証紙を郵送で購入するために、現金書留料及び返信用の切手代などの負担が発生すること。 このため、申請者の利便性・公平性を保ち行政サービスを向上させる観点及び事務の効率化の観点から、特区内の各県においても登録が可能となるよう、総合特別区域法第四十三条(通訳案内士法の特例)の改正について、引き続きご検討願いたい。</p>	<p>国土交通省からの文書発出により、申請者の負担が一定程度軽減されることになったが、自治体は、申請者の利便性・公平性を保ち行政サービスを向上させる観点及び事務の効率化の観点から、特区内の各県においても登録が可能となるよう求めている。このため国土交通省は、自治体の見解を踏まえて再度検討を行うこと。</p>		
			c	<p>登録業務は、総合特別区域法第43条第8項の規定により、指定自治体のうちの自治体である福岡県で行っている。自治体が作成する要領により複数の自治体において登録業務を行うことは難しいと考えられるが、国の見解は指定自治体の要領等により定めることにより、通訳案内士と同様に、申請者が居住する都道府県知事名での登録を可能とすると解してよろしいか。 各県での登録ができない場合、受付けた自治体での事務処理や登録可能な自治体への郵送処理に時間がかかるため、申請者の利便性の向上は図れない。 九州内に居住する申請者については、居住地に関する不公平性が発生してはならないと考えており、申請者が居住する各県での登録ができない場合、法令改正により申請者の利便性・公平性を保ち行政サービスを向上させる必要があるため、特区内の各県において登録が可能となるよう引き続きご検討願いたい。</p>	<p>国土交通省から文書発出により、申請者の負担が一定程度軽減されることとなった。 自治体は登録業務の運用方法について再度検討し、その際、国土交通省は自治体からの相談に応じること。一旦協議は終了するが、協議事項が生じる場合は、改めて自治体は国土交通省と協議を行うこと。</p>	iii, v	

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄									
							担当省庁	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)		
							【省庁の見解における「対応」欄内容】 A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等で対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討									
九州アジア観光アイランド総合特区	資格外活動許可要件緩和	(25春) 3131	<p>現行では「1週について28時間以内(留学の在留資格をもって在留する者については、在籍する教育機関が学則で定める長期休業期間にあるときは、1日について8時間以内)」という規制がある。</p> <p>特区ガイドは、3泊4日程度の九州周遊ガイドとしての活動を想定しているが、週28時間を超える可能性がある。</p> <p>また、クルーズ船観光客向けガイドとしての活動も想定しているが、クルーズ船の停泊時間は12時間程度であることから、1日8時間以内の規制により、クルーズ停泊時間の観光案内への対応が困難になる場合が想定される。</p> <p>包括許可の範囲を超えた場合であっても、活動内容等を審査した上で、個別に許可する取扱いがなされているが、申請者本人である留学生在が、本来の在留活動を阻害しないことを証する必要がある。</p>	<p>九州では、クルーズ船の寄港回数の増加やLCCの新規就航等の活発な動きが今後も期待できることから、多くの特区ガイドを早急に育成していく必要がある。</p> <p>よって、日本人のみならず語学に堪能な留学生も活用していきたい。</p> <p>留学生は学業が本分ではあるものの、一方で生活費等を得るためにアルバイトを行っていることも実情である。アルバイトの時間で特区ガイドを行うことで、日本文化を学んでもらいたい。</p> <p>また、その結果、特区ガイドを経験した留学生在が、将来のリーダーとして出身国に戻った際にも、日本のよき理解者として継続した協力関係を築いていくことも期待できる。</p>	<p>・出入国管理及び難民認定法第19条第2項 ・出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項</p>	1回目								<p>在留資格「留学」が規定する本邦で行うことができる活動は、本邦の大学、高等専門学校等の機関において教育を受ける活動であるところ、出入国管理及び難民認定法第19条第2項及び出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項は、本来の在留活動である学業に支障のない等の一定の範囲で、留学中の学費その他必要経費を補う目的で行うアルバイト活動を例外的に認めるもの。</p>		
						法務省	入国管理局総務課企画室	出入国管理及び難民認定法第19条第2項 出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項	D・E	—	—				<p>在留資格「留学」が規定する本邦で行うことができる活動は、本邦の大学、高等専門学校等の機関において教育を受ける活動であるところ、出入国管理及び難民認定法第19条第2項及び出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項は、本来の在留活動である学業に支障のない等の一定の範囲で、留学中の学費その他必要経費を補う目的で行うアルバイト活動を例外的に認めるもの。</p>	<p>○ 留学生在が、雇用先、就労時間及び就労内容等を明らかにして個別に資格外活動許可申請を行った場合には、その活動内容等を審査した上で問題がなければ、包括許可(1週28時間以内(教育機関の長期休業期間にあつては、1日8時間以内))の範囲を超える就労時間であっても個別に許可する取扱いが行われているところ、まずは現行制度の利用を検討されたい。</p> <p>○ なお、1回の手続で、複数の雇用契約・複数の期間に係る就労活動許可を行うことは可能。</p> <p>○ 上記包括許可に該当しない資格外活動許可は、雇用先、就労時間及び就労内容等を明らかにして個別の申請を行った場合に、本来の活動を阻害しない範囲内で認められているものであり、九州アジア観光アイランド総合特区の要望の趣旨が、特区ガイドの資格取得(登録)があれば、個々の資格外活動許可申請において本来の在留活動(学業)を阻害しないことを申請者(留学生在)が証明しなくても、資格外活動許可を受けられる措置を求めるものであれば、在留資格制度及び資格外活動許可の制度の趣旨から、提案は認められない。</p>
									D・E	—	—				<p>在留資格「留学」が規定する本邦で行うことができる活動は、本邦の大学、高等専門学校等の機関において教育を受ける活動であるところ、出入国管理及び難民認定法第19条第2項及び出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項は、本来の在留活動である学業に支障のない等の一定の範囲で、留学中の学費その他必要経費を補う目的で行うアルバイト活動を例外的に認めるもの。</p>	<p>○ 留学生在が、雇用先、就労時間及び就労内容等を明らかにして個別に資格外活動許可申請を行った場合には、その活動内容等を審査した上で問題がなければ、包括許可(1週28時間以内(教育機関の長期休業期間にあつては、1日8時間以内))の範囲を超える就労時間であっても個別に許可する取扱いが行われているところ、まずは現行制度の利用を検討されたい。</p> <p>○ 1回の手続で、複数の雇用契約・複数の期間に係る就労活動許可を行うことは可能。</p> <p>○ 主張①については、留学生在の負担の観点から個別許可による対応では困難とされているが、たとえ長期休業期間といえども、「留学」の在留資格をもって学業を本来の活動内容とする以上、就労活動は例外的に認められるものであつて、包括許可で不十分ということであれば、個別に許可を受けたい必要がある。</p> <p>○ 主張②において、個別許可に係る申請に際しては、雇用先や就労時間、就労内容等を確認した上で、個々の事案に応じて本来の活動を阻害しない範囲か否かを判断することになるため、あらかじめ一律にその判断基準を示すことは困難である。</p> <p>○ 主張③については、申請件数自体が多くないという事情はあるが、ご指摘のような事実はない。</p> <p>○ 以上より、現行制度を変更する必要はなく、まずは現行制度を活用いただきたい。なお、本件に関わる個別申請が行われる場合には、特区事業に資するものであるという観点から踏まえることとしたい。</p> <p>○ なお、資格外活動許可の申請は、学校の職員や行政書士・弁護士が申請取次を行うことができ、そのような方法でまとめて申請することにより、申請者の負担を軽減することが可能である。</p>
									D・E	—	—				<p>在留資格「留学」が規定する本邦で行うことができる活動は、本邦の大学、高等専門学校等の機関において教育を受ける活動であるところ、出入国管理及び難民認定法第19条第2項及び出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項は、本来の在留活動である学業に支障のない等の一定の範囲で、留学中の学費その他必要経費を補う目的で行うアルバイト活動を例外的に認めるもの。</p>	<p>○ 留学生在が、雇用先、就労時間及び就労内容等を明らかにして個別に資格外活動許可申請を行った場合には、その活動内容等を審査した上で問題がなければ、包括許可(1週28時間以内(教育機関の長期休業期間にあつては、1日8時間以内))の範囲を超える就労時間であっても個別に許可する取扱いが行われていると承知しており、まずは現行制度の利用を検討されたい。</p> <p>○ また、1回の手続で、複数の雇用契約・複数の期間に係る就労活動許可を行うことは可能であると承知している。</p> <p>○ 資格外活動許可は、雇用先、就労時間及び就労内容等を明らかにして個別の申請を行った場合に、本来の活動を阻害しない範囲内で認められているものであり、九州アジア観光アイランド総合特区の要望の趣旨が、特区ガイドの資格取得(登録)があれば、個々の資格外活動許可申請において本来の在留活動(学業)を阻害しないことを申請者(留学生在)が証明しなくても、資格外活動許可を受けられる措置を求めるものであれば、在留資格制度及び資格外活動許可の制度の趣旨から、提案は認められないと考える。</p>
						2回目	厚生労働省	職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課	出入国管理及び難民認定法第19条第2項 出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項	D・E	—	—			<p>在留資格「留学」が規定する本邦で行うことができる活動は、本邦の大学、高等専門学校等の機関において教育を受ける活動であるところ、出入国管理及び難民認定法第19条第2項及び出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項は、本来の在留活動である学業に支障のない等の一定の範囲で、留学中の学費その他必要経費を補う目的で行うアルバイト活動を例外的に認めるもの。</p>	<p>○ 留学生在が、雇用先、就労時間及び就労内容等を明らかにして個別に資格外活動許可申請を行った場合には、その活動内容等を審査した上で問題がなければ、包括許可(1週28時間以内(教育機関の長期休業期間にあつては、1日8時間以内))の範囲を超える就労時間であっても個別に許可する取扱いが行われていると承知しているところ、まずは現行制度の利用を検討されたい。</p> <p>○ 1回の手続で、複数の雇用契約・複数の期間に係る就労活動許可を行うことは可能と承知している。</p> <p>○ 主張①については、留学生在の負担の観点から個別許可による対応では困難とされているが、たとえ長期休業期間といえども、「留学」の在留資格をもって学業を本来の活動内容とする以上、就労活動は例外的に認められるものであつて、包括許可で不十分ということであれば、個別に許可を受けたい必要があると承知している。</p> <p>○ 主張②において、個別許可に係る申請に際しては、雇用先や就労時間、就労内容等を確認した上で、個々の事案に応じて本来の活動を阻害しない範囲か否かを判断することになるため、あらかじめ一律にその判断基準を示すことは困難であると承知している。</p> <p>○ 主張③については、申請件数自体が多くないという事情はあるが、ご指摘のような事実はないと承知している。</p> <p>○ 以上より、現行制度を変更する必要はなく、まずは現行制度を活用いただきたい。</p> <p>○ なお、資格外活動許可の申請は、学校の職員や行政書士・弁護士が申請取次を行うことができ、そのような方法でまとめて申請することにより、申請者の負担を軽減することが可能であると承知している。</p>

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	指定自治体の回答		内閣府整理	内閣府コメント	内閣府整理
			対応	理由等	【整理フラグ欄 内容】 i: 取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii: 取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii: 現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv: 自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v: 一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi: 国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの		
九州アジア観光アイランド総合特区	資格外活動許可要件緩和	(25春) 3131	d	<p>「包括許可に該当しない資格外活動許可は、雇用先、就労時間及び就労内容等を明らかにして個別の申請を行った場合に、本来の活動を阻害しない範囲内で認めているもの」であり、「現行制度の利用を検討されたい。」との見解を受けた。</p> <p>現行制度では、申請人本人(留学生)もしくは申請人から依頼を受けたもの等が、住居地を管轄する地方入国管理官署に申請を行うこととされている。</p> <p>また、審査基準として「現に有する在留資格に関する活動の遂行を阻害しない範囲内であり、かつ、相当と認めるとき」とされているが、以下の3点において、留学生への負担が大きく、現実的に困難であると考ええる。</p> <p>①現行制度では、申請人本人である留学生が、雇用先、就労時間及び就労内容等を明らかにしたうえで、本来の在留活動を阻害しないことを証する必要があるため、負担が大きいこと</p> <p>②地方入国管理官署での審査基準である「活動の遂行を阻害しない範囲」が明確でないため、申請の際必要とされる「当該申請に係る活動の内容を明らかにする書類」について、どのような内容であれば、「現に有する在留資格に関する活動の遂行を阻害しない」とみなされるのか不明であること</p> <p>③個別許可を受けている事例が、研究補助等の一部例外を除き、ほとんどないこと</p> <p>従って、留学生(申請者)と地方入国管理官署との間で何度も審査が行われる可能性が高く、個別申請での対応は困難と考える。</p> <p>クルーズ船舶や3泊4日の九州周遊等の特区ガイドの活動に留学生が従事できるよう、長期休業期間にあるときは、一日について八時間以内とある規制を、一週について四十時間以内に改める等の見直しをお願いしたい。</p> <p>また、留学生の負担を軽減するため、当該特区申請者等が提出する、雇用先、就労時間及び就労内容等を明らかにする書類により、九州アジア観光アイランド総合特区における特区ガイドの活動が、包括許可の範囲を超える就労時間であっても、「現に有する在留資格に関する活動の遂行を阻害しない範囲内であり、かつ、相当と認める」ものとみなし、従事しようとする活動の内容欄を「特区ガイド」とすることを、許可の対象とする旨をお願いしたい。</p>	<p>法務省及び厚生労働省からは、現行制度の利用を検討されたいとの見解が示されているが、自治体は3点の理由により現実的には個別申請での対応は困難であると考えており、長期休業期間に限っての見直し等を求めていることから、法務省及び厚生労働省は再度検討すること。</p> <p>また、自治体は、当該特区申請者等が雇用先、就労時間及び就労内容等を明らかにする書類の提出をもって、資格外活動許可の対象とすることを要望しているが、その実現のために自治体は、本来の活動を阻害しないことをどう担保するのかを説明する必要がある。この点については自治体で検討・具体化した上で、H26春協議以降に改めて提案を行うこと。</p>		
			c	<p>法務省から「本件に関わる個別申請が行われる場合には、特区事業に資するものであるという観点を踏まえることとしたい。」との見解を受け、申請者の負担を一定程度軽減する方向であると解する。</p> <p>しかしながら、「資格外活動許可の申請は、学校の職員や行政書士・弁護士が申請取次を行うことができ、そのような方法でまとめて申請することにより、申請者の負担を軽減することが可能である。」とあるが、行政書士や弁護士に依頼をする場合は、代行費用が発生するため申請者の負担が軽減できるのか疑義が残る。</p> <p>個別許可申請を行わなければならない留学生の負担を軽減するため、引き続き協議を行いたい。</p> <p>長期休業期間において、クルーズ船対応や周遊型のガイド対応のため、一日8時間と制限されている上限の緩和を求めている。現行の長期休業期間の包括許可の時間数を週単位で換算すれば56時間であり、当方が求める緩和は、「長期休業期間に限り、週40時間」であるため「現に有する在留資格に関する活動の遂行を阻害しない範囲内であり、かつ、相当と認めるとき」と解している。</p> <p>長期休業期間に限れば、1週40時間以内の中で1日8時間を超えたとしても、「留学」の在留資格における本来の活動(学業)を阻害するものではないと考える。</p>	<p>法務省から、一定程度の負担軽減となり得る見解が示されたが、自治体は、個別許可申請に関する留学生の負担軽減及び大学等の長期休業期間中の規制緩和を求めている。</p> <p>今回は協議を一旦終了するが、自治体は今後実際に資格外活動許可申請が行われていく過程で具体的事例を把握し、論点を整理した上で、次回以降に法務省及び厚生労働省と改めて協議を行うこと。</p>	V	
			d	<p>「包括許可に該当しない資格外活動許可は、雇用先、就労時間及び就労内容等を明らかにして個別の申請を行った場合に、本来の活動を阻害しない範囲内で認めているもの」であり、「現行制度の利用を検討されたい。」との見解を受けた。</p> <p>現行制度では、申請人本人(留学生)もしくは申請人から依頼を受けたもの等が、住居地を管轄する地方入国管理官署に申請を行うこととされている。</p> <p>また、審査基準として「現に有する在留資格に関する活動の遂行を阻害しない範囲内であり、かつ、相当と認めるとき」とされているが、以下の3点において、留学生への負担が大きく、現実的に困難であると考ええる。</p> <p>①現行制度では、申請人本人である留学生が、雇用先、就労時間及び就労内容等を明らかにしたうえで、本来の在留活動を阻害しないことを証する必要があるため、負担が大きいこと</p> <p>②地方入国管理官署での審査基準である「活動の遂行を阻害しない範囲」が明確でないため、申請の際必要とされる「当該申請に係る活動の内容を明らかにする書類」について、どのような内容であれば、「現に有する在留資格に関する活動の遂行を阻害しない」とみなされるのか不明であること</p> <p>③個別許可を受けている事例が、研究補助等の一部例外を除き、ほとんどないこと</p> <p>従って、留学生(申請者)と地方入国管理官署との間で何度も審査が行われる可能性が高く、個別申請での対応は困難と考える。</p> <p>クルーズ船舶や3泊4日の九州周遊等の特区ガイドの活動に留学生が従事できるよう、長期休業期間にあるときは、一日について八時間以内とある規制を、一週について四十時間以内に改める等の見直しをお願いしたい。</p> <p>また、留学生の負担を軽減するため、当該特区申請者等が提出する、雇用先、就労時間及び就労内容等を明らかにする書類により、九州アジア観光アイランド総合特区における特区ガイドの活動が、包括許可の範囲を超える就労時間であっても、「現に有する在留資格に関する活動の遂行を阻害しない範囲内であり、かつ、相当と認める」ものとみなし、従事しようとする活動の内容欄を「特区ガイド」とすることを、許可の対象とする旨をお願いしたい。</p>	<p>法務省及び厚生労働省からは、現行制度の利用を検討されたいとの見解が示されているが、自治体は3点の理由により現実的には個別申請での対応は困難であると考えており、長期休業期間に限っての見直し等を求めていることから、法務省及び厚生労働省は再度検討すること。</p> <p>また、自治体は、当該特区申請者等が雇用先、就労時間及び就労内容等を明らかにする書類の提出をもって、資格外活動許可の対象とすることを要望しているが、その実現のために自治体は、本来の活動を阻害しないことをどう担保するのかを説明する必要がある。この点については自治体で検討・具体化した上で、H26春協議以降に改めて提案を行うこと。</p>		
c	<p>法務省から「本件に関わる個別申請が行われる場合には、特区事業に資するものであるという観点を踏まえることとしたい。」との見解を受け、申請者の負担を一定程度軽減する方向であると解する。</p> <p>しかしながら、「資格外活動許可の申請は、学校の職員や行政書士・弁護士が申請取次を行うことができ、そのような方法でまとめて申請することにより、申請者の負担を軽減することが可能である。」とあるが、行政書士や弁護士に依頼をする場合は、代行費用が発生するため申請者の負担が軽減できるのか疑義が残る。</p> <p>個別許可申請を行わなければならない留学生の負担を軽減するため、引き続き協議を行いたい。</p> <p>長期休業期間において、クルーズ船対応や周遊型のガイド対応のため、一日8時間と制限されている上限の緩和を求めている。現行の長期休業期間の包括許可の時間数を週単位で換算すれば56時間であり、当方が求める緩和は、「長期休業期間に限り、週40時間」であるため「現に有する在留資格に関する活動の遂行を阻害しない範囲内であり、かつ、相当と認めるとき」と解している。</p> <p>長期休業期間に限れば、1週40時間以内の中で1日8時間を超えたとしても、「留学」の在留資格における本来の活動(学業)を阻害するものではないと考える。</p>	<p>法務省から、一定程度の負担軽減となり得る見解が示されたが、自治体は、個別許可申請に関する留学生の負担軽減及び大学等の長期休業期間中の規制緩和を求めている。</p> <p>今回は協議を一旦終了するが、自治体は今後実際に資格外活動許可申請が行われていく過程で具体的事例を把握し、論点を整理した上で、次回以降に法務省及び厚生労働省と改めて協議を行うこと。</p>	V				